

弁護士法の一部改正 - 弁護士資格の特例の見直し

第5条第1号

衆参議院法制局参事、内閣法制局参事官等

第5条第1号

国会議員

第5条第1号 [改正]

一定範囲の大学の法律学の教授、助教授

第5条第2号

企業法務等の担当者、公務員

第5条第3号

いわゆる特任検事

第6条

最高裁判官

旧法第6条第1項第2号 (削除)

~~一定範囲の大学の法律学の教授、助教授~~

司法試験合格

特別試験合格

経験年数

5年

7年

5年

~~5年~~

[改正]
所定の研修

弁護士資格



廃止

